

規則に従うことの制度化？ モデルとしてのカントの法状態

ゲアハルト・シェーンリヒ

要旨

規則に従うことに関する問題は、とりわけクリプキのウィトゲンシュタイン解釈以来認識論に関連する枠組みで議論されているが、政治哲学の基礎づけ問題もまた記述している。規則に従う者の共同体は、ホッブズにおける全能の主権者リヴァイアサンのように振る舞うと思われる。この主権者を作り上げるのは、規則に従う者各人以外の何ものでもない。さて、本稿での考察は、この規則とそれに基づく制度の正当化への問いに対する最終的な答えとして、ある共同実践が事実的に機能することに満足するようなものになるわけではないであろう。記号論的な転回による、カントの自然状態の構想とのアナロジーで示されうるのは、規則と制度の正当化可能性が普遍性・平等性・相互性という規範的なモメントに依存しており、このモメントが規則に従う場合には必ず妥当するということである。

1. 古典的－實在論的な意味の理論への批判としての規則懐疑主義

規則に従うことについてのよく知られた理解は——周知のクリプキの批判¹⁾の成果がそれであるが——、パラドクスのままに終わる。その理解は、古典的－實在論的な意味の理論(Bedeutungstheorie)を通じて形づくられるある誤ったイメージ(Bild)に依拠する。パラドクスの展開によってわれわれが直面するのは、私は「+」という記号で加法関数(Additionsfunktion)を、あるいは「赤い」という述語で赤い表面を言い表している、といったような主張である。われわれはその場合に、そうした記号使用の過去の事例の内ですでに把握しているはずの「意味(Bedeutung)」を通じて、この主張を裏づけるように要求される。見ての通り、われわれは絶望的にも挫折する。われわれはアディション(Addition)をクワディション(Quaddition)から、プラス(plus)をクワス(quus)から区別できないのである。

懐疑論者によってこのイメージが構成されるとただちに、問題となっている「意味」、たとえば記号「+」の「意味」が正しく和と呼ばれうるものに対する標準(Standard)

を確定する。記号操作主体(Zeichenbenutzer)によるこの意味の把握はその場合に、「意味事実(Bedeutungsfaktum)」として特徴づけられる²⁾。これでもって言い表されているのは、そうした把握が何らかの仕方でのこれまでの自分の志向的生活の内に明確に示される——意味事実が実際に存在する場合であるが——，ということである。懐疑的論証の核心をなすのは、意味事実がキマイラであるとする証明である。この論証は——ここではウィルソンとソームズに従って——根底にある古典的な意味の理論の背理法(*reductio ad absurdum*)として理解される³⁾。基本テーゼは以下の通りである。

- (B) 記号(Zeichenmittel) M が客観(Objekt) O へと記号操作主体によって適用可能であるべきならば、次のような固有性(Eigenschaft) $I_1 \dots I_n$ が存在する。すなわち、この固有性は M というしるし(Zeichen)を O へと正しく適用するために構成的である。

記号論的に表現されるならば、そのような正しさを保証する固有性は解釈項 (I) であり、これが記号 (M) の客観 (O) との関係づけを可能にする。(B)が記述するのは、使用されているしるしに応じたあらゆる規則には、われわれ記号操作主体が単純に把握しなければならない内容がある、ということである。一つのしるしは一つの三項関係である。すなわち、解釈項によってそのように規定されているゆえに、一つの媒介物是一个の客観と関係する。たとえば、「赤い」という媒介物が正しく客観へと適用されるのは、その表面が赤い場合である。固有性としての表面の赤さが一つの解釈項の形で、「赤い」の適用に対する正しさの条件(Korrektheitsbedingung)を引き受ける。さて、こうした規則内容はいまここで事実として把握されて、自分のものにされなければならない(事実主義テーゼ(Faktualismusthese))。

- (F) 固有性 $I_1 \dots I_n$ が存在して、記号操作主体に対して記号 M の O への正しい適用を規則化するならば、その記号操作主体に該当する次のような事実が存在する。
すなわち、この事実はその固有性 $I_1 \dots I_n$ を
- (1) M に対する正しさの条件として明確にして、かつ
 - (2) 拘束力あるものとして設定する。

事実主義テーゼ(F)の内に特徴づけられるような「意味事実」は、ここでその二義性のために解体される。「意味事実」はまず、客観 O について固有性を把握することにその本質があり、そうした把握はその固有性が与えられている志向的体験のうちで明確になる。事実主義テーゼはそのかぎりではエピステメー的(epistemisch)な事態のみを要請する。この客観が固有性を指し示して、その固有性が解釈項として記号 M

の適用を規則の事例の一つにする、と記号操作主体は知っている。これを基礎とするならば、問題となっている規則の類型は「Yは文脈Kの中でXとして妥当する」という構成規則の類型となろう。しかし、なぜ記号操作主体はここでMをOに適用すべきなのであるか。欠けているのは規範的な構成要素、つまり先記述的なモメントであり、このモメントによって認識されている正しさの条件が拘束力あるものとして、換言するならば、行為を導くものとして引き受けられて設定される。ある意味を捉えたとしても、さらに把握された内容に応じて行為するように強要することは説明されない。意味事実では同時に次の二点が言い表されている。すなわち、(1)適用に先行して正しさの標準を明確に志向することと、(2)適用に対して義務づけるものとしてこの標準を引き受けることである。

懐疑論者はいまや非事実主義テーゼ(Non-Faktualismusthese)として以下のことを示すであろう。

(NF) 次のような記号操作主体に関する事実は一切存在しない。すなわち、この記号操作主体は、

- (1) 固有性 $I_1 \dots I_n$ をすでに把握していることを裏づけて、かつ
- (2) 仮にそのような事実が存在するならば、その固有性を正しさの条件として拘束力あるものにすることができる。

クリプキ的懐疑論者の再構成で呈示されているのは、次のような状況である。固有性を正しさの条件と解するために、記号操作主体はMをOへと適用する前に固有性 $I_1 \dots I_n$ を把握していなければならない。さもなくば、その固有性は標準としてなど役立ちえないであろう。まさにこのことに対して、いまや懐疑論者が記号論的論証をもって異論をとなえる。記号操作主体は、所有者を欠く対象に対してのように固有性 $I_1 \dots I_n$ へと介入して、これを記号論的客観にする。しかし、その場合に引き続き記号操作主体がこの固有性を引き合いに出しうるのは、言語記号のようなまた別の記号(M)を使用することを通じてのみであり、そうした記号には再び適用のための正しさの条件が求められる。そのつど新たに組み入れられた媒介物のために、さらにまた別の解釈項へと背進することには、もはや終わりが無い。

ある無限の観察者が問題となっている固有性を事実上固定化しうると想定しよう。われわれは、彼には無限の背進を成し遂げる能力がある、と信じている。この観察者がその場合に見出すのは、これまでの適用事例の内の規則正しい構造——一つの模範——という事実にはすぎず、クワスの仕方でも計算を続けることを決定的に排除するようないかなる事実でもない⁴⁾。無限の観察者は意味事実の規範的な構成要素を手中に収

めていない。つまり、問題となっている固有性をこれからの適用事例に対する正しさの条件として引き受けるわけではないのである。そして、正しさの条件を欠いては、あらゆる記号使用は任意のものとなる。懐疑論者によってラディカルなものにされた推論はその場合に、規則のパラドクス(Regelfolgen-Paradoxon)へと至る。

(RP) いずれの記号操作主体も、何らかの記号Mを適用することができない。

2. クリプキのホッブズ主義

意味事実は規範を与えるものとして適していない。クリプキが提案するのは、記号操作主体からなる一つの共同体の規則に従う実践をこの役割へと組み入れることである。この実践によって事実主義テーゼ(F)で要請されることが正確に実行されるはずである。つまり、(1)正しさの条件を確定して、(2)妥当させるということである。

この「懐疑的解決」の不十分さが最もよく際立たせられうるのは、クリプキの分析を他の枠組みに入れてホッブズのカテゴリーを手がかりにして再構成する場合である。実際、クリプキの言う規則に従う者の共同体は、ホッブズの絶対的主権者と同様に振る舞う。ホッブズの絶対的主権者と同様に無謬性——共同体は誤りえないという——を独自に要求して、絶対的な制裁力を賦与されているときに——、共同体はそれ以上の権力の審廷にも外在的な規範にも服従していない。ホッブズ的な論証が持ち出されるならば、デウス・エクス・マキナのように舞台に呼び寄せられたクリプキの共同体主権者がいまや——ドラマトゥルギーに相応しく——一步一步導き入れられていく。

2.1 自然状態

前述のような「ホッブズ＝クリプキ的(Hobbkesch)」な分析は、規則のパラドクスで記述されている状況を記号論的自然状態として構成するであろう。この状態では、あらゆる記号操作主体が正しさの条件に関する自分の見解を標準として押し通そうと試みる。非事実主義テーゼの内で確固たるものとされた古典的－实在論的な意味の理論の破綻は記号論的市民闘争へと、つまり「真の」意味をめぐる闘争へと至る。記号論的自然状態にある者おのおのが各人と各人との権利要求(*ius in omnia et omnes*)を行う状態にあり、換言するならば、おのおのが意味を独占するという要求を掲げる。これはまさに、おのおのがすべての記号に対する正しさの条件を確定しようと試みて、自分の確定に従おうとしない者を個人の制裁力で脅かすことを意味する。闘争状態が強制的なのは、記号論的自然状態にある者がその意のままとする記号論的資源一般という基礎のうえで、記号の使用に対する正しさの条件の安定したシステムを仕立てあ

げる可能性をまったく所有していないからである。この記号論的自然状態の資源とは何であろうか。

ホップズ＝クリプキの方法では、膨れ上がったウィトゲンシュタインの生活形式という見通のきかない絡みあいが還元不可能な構成要素へと分解されて、複雑な対象がこの構成要素からあらためて合成されうるかどうか、ありのまま吟味されることとなる。音声上の出来事、印刷用の黒インクからなる図形、腕の動き、円形や三角形の着色されたブリキなど、記号操作主体が扱う記号はいったん還元不可能なものとして妥当する。（ここではまだ、記号のトークンについて語ってはならない。というのも、タイプに対する関係は規則問題の解決を前提しているからである。）観察者の目の前に呈示されるようなこれらの記号が扱われるときには、みずから際立たせる規則正しい模範もまた還元不可能である。結局、自然的資源には個人の制裁活動も数え入れられ、これでもって個々の記号操作主体が記号を扱う自分の仕方をそのまま続けようとする。

記号論的自然状態のホップズ＝クリプキ的な構成によって、意味事実を求めることにいつまでも成功しないのはいかなる経験的問題でもないことが明らかにされる。必然的な仕方の意味事実が存在しえないのは、記号論的自然状態では他の資源を欠いているために、いかなる志向的介入も新たな記号を用いてなされて、その記号に関して要求される正しさの条件について新たな闘争となるからである。

記号論的自然状態の内では、他の人に先んじて——魔術を用いるシャーマニズムのようにおのずから規範的に拘束力をもって作用する意味へと特権的に接近する、といったような形で、あるいは並外れた個人の制裁力を通じて——優位に立つような人は一人も存在しない。まさにこの普遍的な平等性ゆえに、その場合にまた意味を所有する要求が相互に提出されて、それが個人の制裁力で裏打ちされる。各人が各人に対して自分の要求を押し通そうとする。だれも自分の制裁力の行使を放棄することはない。したがって、自然状態にある者の関係は普遍性・平等性・相互性という条件の下にあるが、これらの条件はここではしかしながら、決して規範的ではなく、純粹に記述的に理解されなければならない⁵⁾。つまり、不平等や相互関係の制限という事態へと自然に陥るならば、「人工的」な人間リヴァイアサンを作り上げなくとも、なるほど記号論的闘争は回避されるであろう。

2.2 規則共同体の制定

思考実験で遂行されているのは、契約の形式で規則共同体を制定することである。ホップズと同様に、ホップズ＝クリプキ的な構成もまた二つのステップを必要とする。つまり、(1)すべての契約の当事者が制裁力の行使を放棄することであり、(2)契約を通じて特権を与えられる者に全権を委任することである⁶⁾。

個人の決定力や制裁力が万人の行使の放棄を通じて束ねられるとともに、これにより絶対的主権者の地位に手が届くような最終審級へと譲渡される場合にのみ、記号論的闘争は終結されうる。このことは容易にあとづけられる。これほど判明ではないのが、全権委任という第二のステップである。記号論的な枠組みに入れるならば、このステップではホップズ自身の場合よりも厳密に輪郭が描かれると想定される。消極的な放棄とそこから結果的に生ずる特権を与えられる者への譲渡に加えて、この審級への全権委任という積極的なステップが遂行される場合にのみ、多数の記号操作主体からなる人工的な人間が作り上げられることに基づいて、規則に従う者の共同体が成立する。政治的な枠組みの中で自己統治の権利の譲渡とされるものは、記号論的な枠組みの内では、規則内容ないしは意味を自己確定する権利を主権者へと譲渡することとして記述可能である。主権者が規則内容ないしは意味と記号との結合をあらゆる個人の代理として遂行しうるかぎり、このステップを通じてはじめて、規則共同体が実現する。主権者によって制裁力で裏づけられて事例の系列を続けることは全権委任を通じて、まさにそうするように個人によって意図されていたかのように見なされうる。主権者としての共同体による個々の記号操作主体の「代理」ないしは「代表」という定式化は、決定力と制裁力の譲渡を通じてではまだ決して成立しえない、新しいモメントである。なぜならば、それ自体ある記号使用に依拠するからである。全権委任のモメントを欠いては、ホップズ＝クリプキ的な規則共同体は不正な強制的共同体以外の何ものでもないであろう。このモメントでもってしかし、ホップズ＝クリプキ的な再構成には問題があることになる。というのも、記号主権者を規則共同体として制定した後にはじめて、記号使用は存在しうるからである。

2.3 制裁力の限界づけという問題

ホップズ＝クリプキ的な読みがこの件の最終的な結論にとどまるならば、その場合には共同体の無謬性に問いを立てるチャンスもなければ、共同体の無制限な制裁力を手なずけるチャンスもない。ホップズ＝クリプキ的な想定によれば、記号論的自然状態と規則共同体の制定との間にはいかなる第三のものの存在しないとされる。規則共同体を抑制しようとするのなら、たとえば正しさに対する上位基準としての真理のように、共同体の事実的実践に対する尺度の役割をはたす共同体の外部の規範的なものに頼らざるをえないことになろう。この解決の方途はクリプキの懐疑的異議を通じて遮断されている。なぜならば、実践外在的な規範との関係づけは解釈項を必要とする記号の内でのみ生じうるからであり、そのさいにわれわれは解決のために絶対的主権者が指定されるような状況にまた陥るであろう。

しかし、そもそもわれわれにはいかなる代替案があるのか。ここでは二つの案が考えられる。いったん啓蒙思想以前へと、つまりポリス共同体というアリストテレスの

構想の段階へと立ち戻る案と、啓蒙思想が完成した、カントの法哲学の内へ導かれていくような段階へとステップをすすめる案である。

アリストテレスの実体的構想では、規則に従う個々の者はポリスとの対立からは理解されない。規則のパラドクスから結果的に生ずる記号論的市民闘争は、そもそも起こりえない。記号操作主体は、あとから付け加えられた思考実験を通じてはじめてみずからに対して規則に従う者の共同体を正当化しなければならないのではなく、自然本性上すでに共同体的存在なのである。すなわち、「人間は自然本性上ポリスの動物である。」（『政治学』1253a 2） 共同体的体制は規則に従う者の自然体制に基づいており、ただ教育を通じてその目的が展開されるだけでよい。自然本性の規範的な理解によって共同体は決定力と制裁力を賦与されると同時に、これらの権力を限界づける。絶対的主権者という像は、たとえその主権者が共同体の形をとったとしても、ポリスの内での平等という規範的に理解された関係とは両立不可能であろう。その像はポリスと対立する国であるペリオイコイに由来するものであって、そこでは非対称が支配している。

規範実在主義の内在的な困難をここで議論することができないのでこれを度外視すると、私が信ずるところでは、啓蒙思想とともに一度は達成された「規範的個人主義」⁷⁾からものはや後退することはできない。この考え方にはもちろん、補完的な対立要素として、ホッブズ＝クリプキ的な想定のもとでモデル化されうる以上に強く規範的な共同体の構想が必要である。

3. モデルとしてのカントの法状態という構想

3.1 制度化の制度化

カントの法哲学がはたす寄与は実質的に、前述のような補完的な提案である。規則に従う個々の者から独立して絶対的な、規則の妥当性を保証するための制裁力の設立 (Errichtung) は、その理論的な目標ではない。むしろ、それは個人の社会化の過程を規則違反に対する制裁の脅迫と同等に扱うことである。カントの決定的な一手は実質的に、自然状態の構造的メルクマール、つまり普遍性・平等性・相互性を規範的に課すことである。区別を術語のうえで識別しやすくするために、制定すること (Instituierung) ではなく、制度化すること (Institutionalisierung) という語を、さらに正確には——ルーマンに依拠した定式化における——「制度化を制度化すること (Institutionalisierung der Institutionalisierung)」⁸⁾ という語を用いよう。一階の制度化は慣例や風習から制度を作りだす。二階の制度化がここで関係するのだが、これは手続き化された規則共同体そのものである。ルーマンは二階の制度化を決して規範的なものとして評価することができなかったが、カントの場合にはこれとは反対に、制度化の手

続きを通じて産み出される規範的なモメント（つまり普遍性・平等性・相互性）が同時にこうした手続きそのものへと適用されて、これでもってその手続きが再帰的なものとなる⁹⁾。

3.2 自然状態と意味の占有としての所有物論

カントの場合、自然状態の構成ははじめから、自然状態にとって代わる法状態へと寄生するものとして理解されねばならない。カントが自然状態からの脱却の原理 (*principium exeundi e statu naturali*) を基礎づけた論証は寄生論証である。私的に規則に従おうとする普遍的な試みは——カントの場合もそれによって記号論的自然状態が記述されている——、共同体的に規則に従うという記号論的平和状態に関与しており、これがまず制度化されるべきである。記号論的自然状態にある者は、規則に従うこと自体の制度化を規範的に、つまり命令されたものとして理解するために、共同体的に規則に従うための規範的資源をひそかに借り入れていると認めざるをえない。

カントの構成は記号論的自然状態により厳密な輪郭を与える。すなわち、所有者を欠いた対象のように意味を占有して他人の利用を排除する権利が、自然状態にある者のおのおのに与えられる。「意味」という表現が記号使用の正しさの条件を意のままにできることとして導き入れられるときに、これが言い表しうるのは、個人の記号操作主体によって確定されたこの条件にあらゆる他の記号操作主体は服従するべきであるということのみである。政治的に言えば、カントの自然状態は法を欠いたものではない。カントは私法について記述したが、これは公法へと移しかえられるものではない。記号論的にみると、自然状態にある者は試みに私的な規則に従おうとするが、これは共同体的実践へと移しかえられるものではない。正しさの条件の私的な解釈が記号操作主体と同じ数だけ存在するかぎり、またここでも摩擦は不可避となる。

3.3 法状態への移行

意味との関係づけを伴うクリプキの非事実主義テーゼは、プロト制度化というカントの構想の規範的な骨組みをあらわにする特殊な仕方で適したものとなる。というのも、意味との関係づけでもって非事実主義テーゼが首尾よく主張されるならば、他のすべての対象領域がただちに把握されるからである¹⁰⁾。意味の占有はその場合に、たんにカントの所有物論とのゆるやかな類比関係にあるだけではないではない。意味の把握ないし掌握は、さもなくば所有者を欠く客観を自分のものにすることである。そして、このことを通じてそれは客観に新しいステイタスを授けるであろう。このようにステイタスを授けることの規範的な含意に関して、規則共同体の制度化というカントの構想は根本的に三つの点で、制定というホップズ＝クリプキの記述的な構想から区別される。

1. カントにとって重要なのは、契約として一度固定化される決定力と制裁力の放棄とこれらの主権者への譲渡ではなく、決定力と制裁力の行使を条件の下に従わせる手続きである。カント的な契約とは、手続きそのものである。意味を占有する者は、占有を通じて所有から排除されている他のすべての潜在的な所有者とともに、一つの共同体へと手を結ばなければならない。共同体化するプロセス——規則共同体の根源的な制度化——は、制度の制度化(Institutionalisierung)を普遍性・平等性・相互性の下に従わせることにのみにその本質がある。制度の設立(Errichtung)を通じた積極的な整備は——これがウィトゲンシュタイン的な言語ゲームの家族全体であるが——、どのような外観を呈しているとしても、これらの形式的条件を満たさなければならない。

この構想の要点で目指されているのは、制度的内容的な規則化がそのつどの生活形式の偶然性にまかされるということである。（アザンデ族のニワトリの神託と西ドイツ技術監査協会（TÜV）の設立とは規範的には同等の価値のものである。） 制度化の手続きにおける普遍性・平等性・相互性は、二次的に制度に服従する者の関係における普遍性・平等性・相互性を保証する¹¹⁾。われわれの記号論的問題構制へと置き移すならばこうなる。すなわち、記号使用の正しさの条件の私的所有は、すべての記号操作主体に対して（普遍性）、比較可能な環境のもとで同じ条件で（平等性）、所有を相互に保証しながら（相互性）、調整されなければならない。これらの条件を侵害して自分のものにされたものは、所有物のステイタスを維持しない。そのステイタスは手続きの正しさに負っている。

「意味」というメタ制度の制度化に対して、私的所有物のステイタスの手続き化は驚くべき帰結に至る。「意味」はなるほど、一組の正しさの条件として理解されている。意味を私的所有物にする試み、換言するならば、一時的な所有を持続的なものに変える試みは、普遍性・平等性・相互性という規範的なアスペクトを通じて形づくられている手続きとしてのみ可能である。公的な手続き合理性は、まさにこれらのアスペクトを排除する私的所有の内容に矛盾する。

カントが古典的－實在論的な意味の理論をプラトンの的に主張する者であったならば、カントもわれわれも解決不可能なアポリアへと巻き込まれていただろう。しかしながら、ウィトゲンシュタインと同様にカントの前提のもとでは、いずれにしても自分のものにする手続きが前述の条件を満たしていないうちは、意味の私的所有はほとんど問題にならない。そして、手続きの適用でもって、私的言語を用いる者は意味の占有者として規則共同体の制度化をすでに承認している。彼が私的な意味と見なしているものは、もはや問題にならない。この私的な意味を通じて、「箱の中の物」（『哲学探究』第二九三節）というウィトゲンシュタインの具体例で示されていたように、単純に短絡させることができる。箱の中に何があろうとも、それは記号に対する正しさ

の条件を規定しえない。カントはリベラルな立場からこう告げる。短絡してはならない、と。だれもがカプトムシあるいはカプトムシと見なしているものを持ち続けてもかまわない。それはその人の私的な事柄にとどまる。リベラルな規則共同体ならば、箱の内容に対してあらかじめ与えられた内容に関する条件すべてを自制するであろう。こうして、カントの構想は強制的共同体に反対するすぐれた議論を提供することになる。この強制的共同体は意味の所有に干渉して、操作と制裁の全権を委任された特権への通路となるにちがいないが、こうした特権は普遍性・平等性・相互性という制度化のための条件を侵害する。

2. カントの構想では、契約によって特権を与えられる者は、ホッブズ＝クリプキのように絶対的主権者としてではなく、手続きとして指定される。個人の制裁力の行使の放棄はその場合に、限界づけられることのない制裁力に至るのではなく、規則共同体の制度化を通じて限界づけられるものとして、それも記号操作主体の抵抗に関して限界づけられるものとして明らかになる。抵抗する記号操作主体は、総じて私的言語を用いる者のように制度化から逃れようとして、前述の正しさの条件を侵害するのである。いかなる言語ゲームが行なわれているのか、という問いについては、これでもっては何も決定されておらず、歴史的な規則共同体の偶然性に委ねられたままである。決定されているのは、いかにして意味の紛争が規則化されうるか、つまり手続き的なものとなるか、ということのみである。

3. 第三の論点は自己関係性である。すなわち、規則共同体の制度化はまさに制度化自体がその根底にある正しさの条件、つまり普遍性・平等性・相互性を産出する。正しさの条件は制度化過程の構造的メルクマールである。この種の実践は、その規範的な内実を外部から取り寄せるわけではなく、それゆえにまた外在的な規範を解釈しなければならなくなるという困った状況に陥ることはない。

解釈背進の抵抗は循環という代価を支払うように思われる。こうして、所有物制度は次の点にその本質があることになる。すなわち、たとえば他人が自分の所有物を利用することを排除するなど、所有者が一定の態度をとって、そうした排除が受け入れられると他人から所有者として扱われるということである。所有者がそうした態度をとるのは彼らがそのように扱われるからであり、そのように扱われるのは彼らがそうした態度をとるからである。以上のような実践は、所有物のステイタスとその規範的な帰結をまず最初に産み出すというところで、自己創造的である¹²⁾。所有物のような制度やこれに相当する意味のようなメタ制度にとって、自己創造的な循環が徴表として強調されるが、このことについて規則共同体を制度化するなかで不安になる必要はない。規則共同体の制度化の規範的な内実——これを示しているのが寄生論証であるが——、その共同体が規則に従わないことを阻止する点ただそのみにその本質がある。これを「法外な事実」として、あるいはむしろ「哲学的な誇張」としたほうが

よいかもしれないが、いずれにしてもそういったレッテルを貼るかどうかは、そのような規則実践がその外部で規範と関係づけられないことを付け加えるならば、どちらでもよいことになる。（近堂秀 訳）

- 1) S. A. Kripke, *Wittgenstein über Regeln und Privatsprache*, Frankfurt a. M. 1987 (Orig. 1982).
- 2) G. M. Wilson, Semantic Realism and Kripke's Wittgenstein, in: *Philosophy and Phenomenological Research*, Vol. LVIII (1998), S. 99-122; S. Soames, Facts, Truth Condition, and the Skeptical Solution to the Rule-Following Paradox, in: *Philosophical Perspectives*, 12, Language, Mind and Ontology, 1998, S. 313-348.
- 3) さらに次の文献を参照。Wilson, ebd., pp. 105ff. ここでは、用語のうえでソームズも従っているウィルソンの表現を変更して、以下の政治哲学に定位した考察と結びつくようにした。
- 4) Vgl. Kripke, S. 55.
- 5) Vgl. W. Kersting, *Die politische Philosophie des Gesellschaftsvertrags*, Darmstadt 1994, S. 65.
- 6) これについては、次の文献を参照。Kersting, ebd. S. 85ff.
- 7) Vgl. Kersting, XXX
- 8) Vgl. N. Luhmann, *Rechtssoziologie*, Reinbek 1972, S. 79.
- 9) Vgl. I. Maus, Zur Theorie der Institutionalisierung bei Kant, in: I. Maus, *Zur Aufklärung der Demokratietheorie. Rechts- und demokratietheoretische Überlegungen im Anschluss an Kant*, Frankfurt a. M. 1994, S. 249-336. (ここでは、特に S. 280.)
- 10) 次の文献もまた参照。C. Wright, *Wahrheit und Objektivität*, Frankfurt a. M. 2001, S. 270.
- 11) 次の文献もまた参照。Maus, ebd, S. 275.
- 12) Vgl. D. Bloor, *Wittgenstein, Rules and Institutions*, London/New York 1997, S. 29ff.

* 翻訳作業にあたっては、大阪大学の舟場保之氏から貴重なアドバイスを頂きました。この場をお借りして、感謝申し上げます。